

第2次大河原町空き家等対策計画（案）に関するパブリックコメント（意見公募）に寄せられたご意見の内容と町の考え方について

No	ご意見の内容	町の考え方
1	<p><b>【意見1】</b>                      現在、全国各地で「空き家問題」が深刻化しております。空き家の増加によって、公衆衛生や治安の悪化など、周辺地域にさまざまな悪影響が出ていると思います。                      大河原町の行政でも空家問題等で刈払機での雑草処理また除草剤の散布を行っていると思いますが、これからも続くのかと思われます。</p> <p><b>【意見2】</b>                      大河原町の予算等の問題もあると思いますが、安価で空き地・空き家の購入や贈与いただきこれらの物件をリノベーションなどを行い大都市・地方の方々にアピールを行う事で興味を示す方がいると思います。                      町内の人口増加にもつながりますし環境改善されるのではないのでしょうか、以下の対策案を提示いたします。</p> <p>① 複数の「空き家」町で管理する「住める家」を安く入手する                      ② 古民家を「別荘」として活用し提供する                      ③ 使わない家を「賃貸住宅」として貸し出す</p>	<p><b>【意見1】の回答</b>                      空き家等につきましては、第一義的には、空き家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提となっております。町が行う除草作業等につきましては、町の所有や管理を行っている施設等になります。今後も所有者等による空き家等の適正な管理を促進するための取り組みを継続していき、状況や段階に応じた対応を行ってまいります。</p> <p><b>【意見2】の回答</b>                      空き家等の活用につきましては、市場経済(民間)活力がある現在、所有者等が自らの責任により空き家等の問題解決を行う事を基本としております。また、今後の状況や社会情勢の変化等に合わせて対応の見直しも、検討してまいります。</p>

	<p>④ 家賃収入がえられる</p> <p>家というのは、どれだけ古くても、どれだけボロ家であっても「人が住める状態」であれば、売ること貸すこともできると思う。古い家であれば手を入れてレトロ感のある店を開くために購入する人もいると思う、賃貸であれば格安の家賃にすることで、住みたいという人が出ると思います。</p> <p>ニーズがないのではなく、ニーズの受け皿になっていないから買い手も借り手も繋がらないと思うのです。</p>	
2	<p>空き家とは言いながらも「単に人の住んでいない家」と「人が住んでいないだけでなく、危険性を含んだ家」に分けられると考えます。</p> <p><b>【意見3】</b></p> <p>私の意見は、「人が住んでいないだけでなく、危険性を含んだ家」についての意見です。</p> <p>長らく放置されている家は家の外にも「ゴミ」が散乱しています。たばこの火の不始末で火事になることも考えられます。持ち主がわからないこのような空き家は行政が介入し、早急に対応すべきと考えます。法律的には違っているかもしれませんが、固定資産税を納めている人がこの家の持ち主と考え「ゴミ処理費用」を請求することまで、踏み込んでいいのではないのでしょうか。</p> <p><b>【意見4】</b></p> <p>碍子引き配線が家屋から外れているような屋外配線は、電線の通電部分が露出すると漏電し火事になります。このような家屋についても法律的には違っているかもしれませんが、固定資産税を納めている人がこの家の持ち主と考え「配線の撤去費用」を請求することまで、</p>	<p><b>【意見3】【意見4】【意見5】の回答</b></p> <p>空き家等は個人の財産であることから、「ゴミ処理・配線の撤去・解体」等の空き家等の管理につきましては、第一義的には、空き家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提となります。</p> <p>町では周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者等の意識の涵養及び理解増進が必要と考え、引き続き適切な管理を行うよう対策を行ってまいります。</p>

	<p>踏み込んでいいのではないのでしょうか。</p> <p><b>【意見5】</b></p> <p>倒壊する云々の判断は素人には難しいですが、少なくとも家が傾いていることはわかります、つまり、傾いている家はいつか倒壊すると考えます。倒壊すれば少なくとも周りに影響を与えます。よってこのような場合も、法的には違っているかもしれませんが、固定資産税を納めている人がこの家の持ち主と考え「解体費用」を請求することまで、踏み込んでいいのではないのでしょうか。</p> <p>以上、空家の「ゴミ」の件、「漏電」が考えられる家屋の件、「傾いている家屋」の件について意見を述べさせていただきました。難しいことは承知ですがぜひ対処をお願いします。</p>	
3	<p>「第2次大河原町空き家等対策計画（案）」に賛成するとともに、いかに意見を述べます。</p> <p><b>【意見6】</b></p> <p>「本町では、所有者等による空き家等の適正な管理を促進するため、前計画の取組等を継続していきます」とありますが、例えば「[2] 空き家等の所有者等の意識の涵養及び理解の増進」のような、前計画より後退した表現になっている点が気になります。“無理をしないで”“自然に養い育てる”のは大事なことと思います。一方、「2-3 空き家等に関する施策課題」で示されるように問題が一層深刻化することが懸念されるため、必要な措置を続けるためには“確実に適切な管理が必要”と認識されるように情報を発信することも重要だと考えます。(例)に挙げた方法を継続していくということかと推察しますが、むしろ、情報発信の工夫は重要で、多様な場をとらえた情報発信をしていくことが必要と考えます。</p>	<p><b>【意見6】の回答</b></p> <p>前計画では「3 適切な管理の促進」の①で「所有者等の当事者意識の醸成及び強化」という表現をしておりましたが、空き家等の問題については、状況が劇的に活発化することは考えにくいことから、空き家等の所有者等への当事者意識をしみ込ませ、理解増進を図る取組等を継続していく意味合いでの表現となっております。</p>

<p><b>【該当箇所】</b> 4.所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項 [2] 空き家等の所有者等の意識の涵養及び理解増進（11 ページ）</p> <p><b>【意見 7】</b> 前計画では、適切な管理の促進に関して、『〇地域（自治会）での見守り体制の検討』がありました。（平成 30 年 3 月 大河原町空き家等対策計画 13 ページ） 本計画では、「[2] 関係団体との連携による対応を検討します。」とか、「宮城県が作成した「空き家等相談対応等マニュアル」等の活用を検討します。」になっていて、『地域（自治会）での』等の表現がないのはなぜでしょうか。『地域から空き家等に関する情報（発生、解体、居住開始等）の提供を受け、常に新しい情報を把握する仕組みを作ります。』（前掲 同 13 ページ）となっていた前計画には大いに賛成でした。『周辺住民が空き家と認識できる』だけでなく、『害虫駆除の薬剤頒布などを対応している事例』の紹介やノウハウの開示は、今後も重要であると考えます。また、周辺住民が『空き家等に関する情報』を共有することで、空き家等の活用をより一層進めることができると考えます。</p> <p><b>【該当箇所】</b> 7.住民等から空き家等に関する相談への対応に関する事項 [2] 関係団体との連携による相談対応（17 ページ）</p> <p><b>【意見 8】</b> 「7.住民等から空き家等に関する相談への対応に関する事項」と「8.空き家等に関する対策の実施体制に関する事項」それぞれに、「7-1 [1] 本町における相談体制」と「8-1 [1] 庁</p>	<p>情報発信については、ご指摘のとおり重要であると捉えております。4-2 [2] の（例）に挙げた方法以外についての方法も検討してまいります。</p> <p><b>【意見 7】</b>の回答 「〇地域（自治会）での見守り体制の検討」につきましては、新たな見守り体制ではなく、既存の行政区や周辺住民等からの情報提供を現にいただいているところです。空き家等の所有者等の個人情報等の観点も踏まえ、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、新しい情報を把握し、また、事例紹介等の情報発信を検討してまいります。</p> <p><b>【意見 8】</b>の回答 7-1 [1] 表 7 のとおり、町民生活課が相談窓口として、対応しております。相談内容に応じて</p>
--	---

<p>内の組織体制及び担当分野」として、表7と表8が明示されたこと、「相談窓口を一本化し、」に賛成です。表7・表8に示されたように所管課が多いため、相談窓口の一本化は空き家等の適切な管理を促進するためにも大変重要だと考えます。窓口一本化がより早く実現されることを期待します。</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>7.住民等から空き家等に関する相談への対応に関する事項（17 ページ）</p> <p>8.空き家等に関する対策の実施体制に関する事項（19 ページ）</p> <p><b>【意見9】</b></p> <p>防災等の観点からもコミュニティによる“共助”がより一層重要となっていくと考えます。“共助”を促進する仕組み作りが重要で、その促進のための情報発信と連携、すなわち“繋ぐ”役割はこれからも行政サービスが担うことになるだろうと思います。例えば、企業や商店街を繋いで地域と連携し空き家等を修繕、活用することで地域経済の底上げへの期待も大きいと言われる事例（愛知県大洲市、滋賀県大津市、等）なども参考になるのではないかと思います。「持続可能なまちづくりを推進」することは、とても重要と考えますので、十分な検討をお願いいたします。</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>1. はじめに</p> <p>1-2 持続可能な開発目標（SDG s）との関連性（1 ページ）</p>	<p>庁内所管課へ案内する等、引き続き適切な対応に努めます。</p> <p><b>【意見9】</b>の回答</p> <p>空き家等の活用につきましては、市場経済（民間）活力がある現在、所有者等が自らの責任により空き家等の問題解決を行う事を基本としております。また、今後の状況や社会情勢の変化等に合わせて対応の見直しも、検討してまいります。</p>
---	---